

議案第11号

つくばみらい市ふるさとづくり寄附条例の一部を改正する条例

つくばみらい市ふるさとづくり寄附条例（平成20年つくばみらい市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 前項に規定する事業の種類は、規則で定めるものとする。

第3条の見出し中「等」を削り、同条第1項中「各号」を「第1項」に改め、同条第3項を削る。

第4条第1項を次のように改める。

前条の規定により指定された寄附金を適正に管理運用するため、つくばみらい市ふるさとづくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

第4条第2項を削る。

第5条を次のように改める。

（基金への積立て）

第5条 基金として積み立てる額は、受入れをした寄附金の額から次に掲げる費用等を除いた額とし、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

（1） 寄附金の受入年度に実施する第2条第1項に規定する事業の財源とする額

（2） 寄附金の受入れに伴い寄附者に対して提供する返礼品等に要する経費

（3） つくばみらい市ふるさとづくり寄附の募集、受付、受入れ等に要する経費

第6条を第10条とし、第5条の次に次の4条を加える。

（基金の運用益金の処理）

第6条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

（基金の管理）

第7条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（基金の繰替運用）

第8条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（基金の処分）

第9条 基金は、第2条第1項に規定する事業に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（つくばみらい市ふるさとづくり基金条例の廃止）

2 つくばみらい市ふるさとづくり基金条例（平成20年つくばみらい市条例第27号）
は、廃止する。

令和4年2月28日提出

つくばみらい市長 小田川 浩 印

提案理由

ふるさと納税制度の効率的な運用管理及び迅速かつ効果的な事業の推進を図るため、
つくばみらい市ふるさとづくり基金条例を廃止し、つくばみらい市ふるさとづくり寄
附条例に統合するものです。

つくばみらい市ふるさとづくり寄附条例(平成20年つくばみらい市条例第21号)新旧対照表

改正案	現行
(事業の区分)	(事業の区分)
第2条 前条の目的を具体化するために実施する事業は、次のとおりとする。	第2条 前条の目的を具体化するために実施する事業は、次のとおりとする。
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
2 <u>前項に規定する事業の種類は、規則で定めるものとする。</u>	(新設) <u>(寄附金の使途指定等)</u>
(寄附金の使途指定__)	第3条 寄附者は、前条 <u>第1項</u> に規定する事業のうち、自らの寄附金を財源として実施する事業を指定することができるものとする。
第3条 寄附者は、前条 <u>第1項</u> に規定する事業のうち、自らの寄附金を財源として実施する事業を指定することができるものとする。	3 <u>市長は、前項の指定を行った場合は、寄附者にその内容を報告しなければならない。</u>
2 (略)	(略)
(削る)	(削る)
(寄附金の管理)	(寄附金の管理)
第4条 <u>前条の規定により指定された寄附金を適正に管理運用するため、つくばみらい市ふるさとづくり基金(以下「基金」という。)を設置する。</u>	第4条 <u>前条第1項又は第2項の規定により指定された寄附金については、つくばみらい市ふるさとづくり基金に積み立てるものとする。</u>
(削る)	2 <u>前項の規定にかかわらず、市長が特に認めたときは、寄附金は基金に積み立てずに処分することができる。ただし、一般会計の歳入歳出予算に計上しなければならない。</u>
(基金への積立て)	(寄附者への配慮)
第5条 <u>基金として積み立てる額は、受入れをした寄附金の額から次に掲げる費用等を除いた額とし、一般会計歳入歳出予算に定め</u>	第5条 <u>市長は、寄附金の処分に当たっては、寄附者の意向が反映されるよう十分配慮しなければならない。</u>

る額とする。

- (1) 寄附金の受入年度に実施する第2条第1項に規定する事業の財源とする額
- (2) 寄附金の受入れに伴い寄附者に対して提供する返礼品等に要する経費
- (3) つくばみらい市ふるさとづくり寄附の募集、受付、受入れ等に要する経費

(基金の運用益金の処理)

第6条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(基金の管理)

第7条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(基金の繰替運用)

第8条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

第9条 基金は、第2条第1項に規定する事業に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第10条 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(委任)

第6条 (略)